

第七一回

参第二四号

医療法の一部を改正する法律（案）

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第五条の二の次に次の二条を加える。

第五条の三 国は、その開設する病院が第一号から第三号までに掲げる事項を実施し、また、必要に応じ第四号又は第五号に掲げる事項を実施するのに必要な条件を整備するようにしなければならない。

一 治療のほか、健康の保持増進、疾病の予防、各種精密検査、リハビリテーション（後保護を含む。）、栄養指導等包括的な医療の供給

二 医療に関する研究及び医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十一条第二号又は歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第十一条第二号の規定による実地修練、医師法第十六条の二第一項の規定による臨床研修その他の医療関係者の研修修練

三 当該病院に勤務しない医療関係者の医療又は研究に対する当該病院の業務に支障のない範囲内での施設の供用

四 救急医療の供給

五 交通が不便で病院又は診療所が不足している地域（以下「無医地区」という。）への医療の供給

2 地方公共団体は、前項の規定による国の措置に準ずる措置を講ずるようにしなければならない。

第五条の四 厚生大臣の諮問に応じて、医療機関の整備及び診療報酬に関する重要事項を調査審議させるために、厚生大臣の監督に属する医療審議会を置く。

2 都道府県知事の諮問に応じて、医療機関の整備に関する重要事項を調査審議させるために、各都道府県に、都道府県知事の監督に属する医療機関整備審議会を置く。

3 医療機関整備審議会の構成、委員の任期、議決方法その他医療機関整備審議会に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

第七条の二を削る。

第三章を次のように改める。

第三章 公共病院等

第三十一条 厚生大臣は、地方公共団体又は日本赤十字社、社会福祉法人その他公益を目的とする政令で定める法人が開設する病院（もつぱら公衆に対し医療を行なうものに限る。）でその有する人員及び施設が第三十三条第一項の規定に基づく省令の定める要件に適合し、第五条の三第一項第一号から第三号までに掲げる事項を確実に実施することができるものと認められるものを、公共病院として、認定することができる。

第三十二条 公共病院は、省令の定めるところにより、第五条の三第一項第一号から第三号までに掲げる事項を実施しなければならない。

2 公共病院のうち厚生大臣の指定するもの（以下「特定公共病院」という。）は、前項に規定する事項のほか、厚生大臣の定めるところにより、第五条の三第一項第四号又は第五号に掲げる事項を実施しなければならない。

第三十三条 公共病院は、省令の定めるところにより、次の各号に掲げる人員及び施設を有し、かつ、記録を備えて置かなければならない。

- 一 省令をもつて定める員数の医師、歯科医師、看護婦その他の従業者
- 二 第二十一条第一項第二号から第十三号まで及び第十五号並びに第二十二条第一項各号に掲げる施設
- 三 患者輸送用の自動車
- 四 作業療法室及び理学療法室
- 五 健康指導室及び栄養指導室
- 六 遊歩場及び体育施設
- 七 医療相談室
- 八 第五条の三第一項第一号から第三号までに掲げる事項に関する諸記録
- 九 その他省令をもつて定める施設

2 特定公共病院は、前項に定めるもののほか、省令の定めるところにより、次の各号に掲げる人員及び施設を有しなければならない。

- 一 救急医療又は無医地区の医療に従事する省令をもつて定める員数の医師、歯科医師、看護婦その他の従業者
- 二 救急用の自動車その他の救急医療の供給に必要な省令をもつて定める施設
- 三 巡回診療車その他の無医地区への医療の供給に必要な省令をもつて定める施設

第三十四条 厚生大臣は、前条に規定する人員若しくは施設を有せず、又は記録を備えていない公共病院の開設者に対し、期間を定めて、その改善を命ずることができる。

第三十五条 厚生大臣又は都道府県知事は、公共病院の開設者に対して、その運営に関して必要な指示をすることができる。

第三十六条 厚生大臣は、公共病院が第三十一条に規定する要件を欠くに至つたときその他第三十二条第一項に規定する事項を適正に実施せず、又は実施することができなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 前項の規定は、第三十二条第二項の指定について準用する。

第三十七条 都道府県知事の諮問に依りて、公共病院の運営に関する重要事項を調査審議させるために、各都道府県に、都道府県知事の監督に属する公共病院運営審議会を置く。

2 公共病院運営審議会の構成、委員の任期、議決の方法その他公共病院運営審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十八条 厚生大臣は、公共病院の開設者が請求することのできる診療報酬に関して必要な定めをすることができる。

2 厚生大臣は、前項の規定による定めをするに当たっては、あらかじめ医療審議会の意

見を聞かなければならない。

第三十八条の二 国は、公共病院の行なう医療並びに医療に関する研究及び研修修練の公共性及び非採算性にかんがみ、政令の定めるところにより、公共病院の開設者に対して、次の各号に掲げるものを補助するものとする。

- 一 地方公共団体が開設する公共病院の設置及び整備に要する費用（第三号又は第四号に該当するものを除く。）については、その二分の一
- 二 公共病院の運営に要する費用（次号又は第四号に該当するものを除く。）については、その一部
- 三 公共病院が行なう第五条の三第一項第二号の研修修練に要する費用については、その全額
- 四 特定公共病院の第三十三条第二項第一号の人員の確保及び同項第二号又は第三号の施設の整備に要する費用については、その全額

第三十八条の三 国は、救急医療及び無医地区における医療の特殊性にかんがみ、政令の定めるところにより、救急医療又は無医地区における医療を供給する病院（公共病院を除く。）又は診療所の開設者に対して、救急医療又は無医地区における医療の供給に要する費用の一部を補助することができる。

第三十八条の四 他の法律に基づき国又は地方公共団体が行なう負担又は補助の対象となる費用が前二条に規定する費用に該当するときは、その対象となる費用の額からその該当する部分の費用に対応する前二条の規定に基づく補助金の額に相当する額を控除して得た額をその対象となる費用の額として、その負担又は補助を行なうものとする。

附 則

- 1 この法律は、昭和四十八年十月一日から施行する。
- 2 厚生省設置法（昭和二十四年法律第一百五十一号）の一部を次のように改正する。
第五条第四十二号を次のように改める。
四十二 医療法の規定に基づき公共病院に係る認定又は指定を行ない、その認定又は指定を取り消し、及びその開設者に対して、同法の定めるところにより、必要な事項を命ずること。
- 3 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。
第七十三条の四第一項第三号中「第三十一条の公的医療機関の開設者」を「第三十一条に規定する法人」に改める。
- 4 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。
第三条第二十四号中「公的医療機関」を「公共病院」に改める。
- 5 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。
別表第三の二十五の項の第三欄の第二号中「（公的医療機関）に規定する病院若しくは診療所」を「（公共病院）の規定に基づき認定された病院」に改める。
別表第三の二十六の項の第三欄の第一号の号名及び第二号を削り、同項の第四欄中

「の第一号又は第二号」を削る。

理 由

包括医療の供給、医療に関する教育研究、オープン・システム制等の機能を有する病院の整備を図るため、これに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、地方公共団体又は公益を目的とする法人が開設するこれらの機能を有する病院を公共病院として認定し、これに対し助成を行ない、また、救急医療及び無医地区への医療の充実を図るため、これらの医療を担当する医療機関に対し助成を行なうこととする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、平年度約一千億円の見込みである。